

千曲市告示第135号

千曲市認可外保育施設児童処遇向上事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年11月20日

千曲市長 小川 修一

千曲市認可外保育施設児童処遇向上事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千曲市認可外保育施設児童処遇向上事業補助金交付要綱（令和2年千曲市告示第82号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「規則」という。」を削る。

第3条の見出し及び同条中「補助額算出基準」を「対象経費、補助基準額」に改め、同条の表を次のように改める。

種類	対象経費	補助基準額及び補助率
乳児保育事業	乳児の保育に要する経費のうち、次に掲げる経費 (1) 一般生活費 (2) 保育士の人件費	長野県が定める子育て支援総合助成金交付要綱(平成27年11月17日付け27こ家第484号長野県県民文化部長通知)別表に規定する補助基準額の10/10以内
1～2歳児保育事業	1～2歳児の保育に要する経費のうち、次に掲げる経費 (1) 一般生活費 (2) 保育士の人件費	
3歳児保育事業	3歳児の保育に要する経費のうち、次に掲げる経費 (1) 一般生活費 (2) 保育士の人件費	
4～5歳児保育事業	4～5歳児の保育に要する経費のうち、次に掲げる経費 (1) 一般生活費 (2) 保育士の人件費	
冷暖房費	児童の保育に要する費用のうち冷暖房に要する経費	
延長保育事業	延長保育に要する経費	
一時保育事業	一時保育に要する経費	
施設整備事業	施設整備に係る経費	長野県が定める保育料軽減事業補助金交付要綱(令和6年7月18日付け6こ家第157号長野県県民文化部長通知)別表に規定する補助基本額の10/10以内
保育料軽減事業	保護者に対して半額以上の軽減又は無償化を行った保育料	

附 則

(施行規則)

- 1 この告示は、令和6年11月20日から施行し、この告示による改正後の千曲市認可外保育施設児童処遇向上事業補助金交付要綱規定は、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、改正前の千曲市認可外保育施設児童処遇向上事業補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。